

**「将来的な保険料水準の統一化について（たたき台）」
に係る意見調査票**

市町村名：_____

担当課名：_____

担当者名：_____

◎以下の「将来的な保険料水準の統一化について（たたき台）」について、それぞれ意見の有無のいずれかに○を付すとともに、意見有りの場合はその内容を記入してください。

将来的な保険料水準の統一化について（たたき台）

1 基本的な考え方

県単位化という今般の制度改正の趣旨に鑑み、県内被保険者間の負担の公平化及び市町村の枠を越えて支え合う医療保険制度を構築していく観点から、将来的な保険料水準の県内統一を目指す。

意見の有無	有	無
意見有りの場合		

2 統一の方法（保険料水準統一の定義）

県が算定する市町村標準保険料率を、すべての市町村において同一とすることをもって保険料水準の県内統一とする。

意見の有無	有	無
意見有りの場合		

3 統一に向けた手順及びスケジュール

市町村標準保険料率算定に係る事項は多岐にわたっており、今後、市町村との合意形成を得ながら進めていく必要があることから、少なくとも以下の2段階を設けて段階的に進めることとする。

意見の有無	有	無
意見有りの場合		

(1) 第1段階

医療費水準の格差を反映させないこと（医療費指数反映係数 $\alpha=0$ ）

その際には、今後の医療費適正化の取組等による医療費水準の平準化の進捗に応じ、医療費指数反映係数 α を徐々に0に近づけていくことや二次医療圏ごとに医療費水準の格差を反映させないことなどの手順を踏むことも検討する。

また、財政安定化基金特例措置分の活用期限に合わせ、急激な保険料上昇を抑制するための激変緩和措置期間を平成35年度までの6年間としていることに加え、県の「第7期保健医療計画」及び「第3期医療費適正化計画」の終期がいずれも平成35年度とされていることを踏まえ、具体的な手順を定め、平成36年度以降を目途に実施することとし、その時期を含めた手順については市町村の意見を十分反映して定めることとする。

意見の有無	有	無
意見有りの場合		

(2) 第2段階

医療費水準の格差の反映を除く事項の統一

医療費水準の格差を除く事項の統一に当たっては、以下のような留意点や課題がある。

- ・保健事業、出産育児一時金・葬祭費などの給付事業、直診勘定繰出金等については、各市町村の実情や過去からの経緯等を踏まえて政策的に実施されているものであり、各市町村の自主性・独自性が発揮されている事項である。
- ・国の保険者努力支援制度などによる交付金は、各市町村の取組に応じて交付され、本来は各市町村に帰属すべき財源となるものである。
- ・保険料収納率については、県全体のあるべき水準をどのように設定することが妥当であるかを十分に検討することが必要である。

そのため、新制度施行後の事業運営の状況、全国的な動向を踏まえつつ、今後さらに市町村との協議を進める。

意見の有無	有	無
意見有りの場合		

<その他（自由記述）>

--